

鳥取縣公報

條

例

◇鳥取縣條例第九号

公職選挙法第十五條第七項の規程により、各選挙区において選挙すべき鳥取縣議會議員の数に関する條例を次のように定める。

昭和二十六年三月二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

各選挙区縣議會議員數條例

公職選挙法第十五條第七項の規定により各選挙区において選挙すべき鳥取縣議會議員の数は、次のとおりとする。

選挙区 選挙すべき議員の数

鳥 取 市	四人
米 子 市	四人
岩 美 郡	三人

昭和二十六年三月二日
第一千百八十八号 金曜日

本書ノ大キサハ國定規格A五判

八頭郡

五人

氣高郡

四人

東伯郡

九人

西伯郡

八人

日野郡

三人

附 則

- この條例は、次の一般選挙から施行する。
- 昭和二十一年十一月鳥取縣條例第十八号は、この條例施行の日から廃止する。

告 示

◇鳥取縣告示第八十九号

兒童福祉法（昭和二十二年法律第二百六十四号）第三十五条による兒童福祉施設として次のよう認可した。

昭和二十六年三月二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

氣高郡日置

昭和二十一年一月一日

施設の種別 主体名稱 施設の施設長 施設の所在地 定員 認可年月日

養護個人も學園

長戸昇一

谷村善田二

三〇

昭和二十一年一月一日

氣高郡日置

二番地

三〇

国道二十号線

鳥取市元標より鳥取市東町九九番地先を経て鳥取市田島字見尾杭一三九の一一番地先に於て国道十八号線に接続重用し島根縣厅に至る

谷繩手四、三一二の五番地

東伯郡泊村大字長和瀬先

一の二六一一番地先に至る

尾原田一の二六一一番地先に至る

氣高郡青谷町大字西青谷

字

青

谷

繩手四、三一二の五番地

より東伯郡泊村大字長和瀬先

を経て東伯郡泊村大字泊字瀬先

尾原田一の二六一一番地先に至る

◇鳥取縣告示第九十号

国道十八号線及び二十号線の一部を昭和二十六年一月二十七日左の通り変更し変更区域をもつてその区域と定め同日より共用を開始した。

昭和二十六年三月二日

記 鳥取縣知事 西 尾 愛 治

現在路線

変更路線

字青崎美郡福部村大字細川三末同原鳥取市吉方氣高字水尻經高字先より福井村同大幡市吉方氣高字水尻經高字先に字て高

岩崎七二三番地先より福井村同大字細川三末代水村市見寺同田島氣高郡部千村青

昭和二十四年八月鳥取縣告示第四百二十号中保安林解除の申請を受理した箇所を次の通り改正する。

◇鳥取縣告示第九十一号

大正九年四年一日附鳥取縣告示第一三五号で認定した府縣道鳥取青谷線は昭和二十六年一月二十七日これを廃止し同日より共用を廃止した。

昭和二十六年三月二日

記 鳥取縣知事 西 尾 愛 治

現在路線

変更路線

00298

郡所町村在地番地

記 鳥取縣知事 西 尾 愛 治

昭和二十六年三月二日

所	町村	在	地	番	保	安	林	種	台	帳	面	積	面積	積	面積	積	面積	積	面積	
郡	所	町	村	大字	字	一	地	番	保	安	林	種	台	帳	面	積	面積	積	面積	
東伯	大誠	西園	東外ヶ浜	一五六九	飛砂防止保安林	一	町	四〇二七	一	町	四〇二七	○	八八二九	○	九八〇八	○	九八〇八	○	九八〇八	
"	"	"	外ヶ浜	一四七二	"	○	九八〇八	○	九八〇八	○	九八〇八	○	九八〇八	○	一四一三	○	一四一四	○	一四一三	
"	"	"	東林ノ北	一二六六	"	○	一四一三	○	一四一四	○	一四一四	○	一四一三	○	三二二三	二	三二二三	二	三二二三	
"	"	中北條	江北	大西後谷	二八八一	"	二	三二二三	二	三二二三	二	三二二三	二	三〇一一	○	一七〇〇	一	一七〇〇	一	一七〇〇
"	"	国坂	西大野	一五二六	"	○	一七〇〇	一	一七〇〇	一	一七〇〇	一	一七〇〇	一	一五四五	○	一四五五	○	一四五五	
"	"	沖大野	一五四五	"	○	一四二八	○	一四二八	○	一四二八	○	一四二八	○	一四二八	○	八一二〇	○	八一二〇	○	八一二〇
"	"	汐川前	一六二一	"	○	八一二〇	○	八一二〇	○	八一二〇	○	八一二〇	○	一一〇三	一	一七〇〇	一	一七〇〇	一	一七〇〇
"	"	鶴泊り	一五九〇	"	一	一七〇〇	一	一七〇〇	一	一七〇〇	一	一七〇〇	一	一七〇〇	一	一七〇〇	一	一七〇〇	一	一七〇〇

◆鳥取縣告示第九十四号

農地調整法(昭和十三年法律第六十七号)第九條ノ四第

五項の規定により左記の通り小作料の减免條件の件を認可した。

昭和二十六年三月二日

記 鳥取縣知事 西 尾 愛 治

昭和二十六年三月二日

00299

00300

岩美郡津ノ井村農地委員会

大岩村〃
本庄村〃
浦富町〃
東村〃
蒲生村〃
八頭郡国中村〃
池田村〃
氣高郡美穂村〃
鹿野町〃
逢坂村〃
小鷲河村〃
中郷村〃
勝部村〃
西伯郡大和村〃
日野郡日野上村〃

た。
昭和二十六年三月二日
記
鳥取縣知事 西 尾 愛 治
一、認可年月日 昭和二十六年二月二十七日
二、申請をした市町村農地委員会の名称
鳥取市賀露地区農地委員會
岩美郡津ノ井村農地委員會
大岩村〃
本庄村〃
浦富町〃
東村〃
蒲生村〃
福部村〃
八頭郡国中村〃
池田村〃
社村〃

◆鳥取縣告示第九十六号
昭和二十二年閣令、内務省令第一号第八條の規定により
東伯郡東郷松崎町長及び同町議會議員の候補者につき覺

三、認可をしたかんがい排水費、修繕費及び改良費
かんがい排水費及び小規模の開墾等についての経常費
で、昭和二十年度の貸貸人負担額を超える部分は賃借
人の負担とする。
小修繕費及び小改良費は、賃借人の負担とし、その他
のものは当事者の任意とする。
四、認可をしたかんがい排水費、修繕費及び改良費の負
担区分を適用する農地の所在
昭和二十六年二月二十七日各市町村農地委員会の地域
内に在る農地の賃借地全部

農地調整法（昭和十三年法律第六十七号）第九條ノ七に
おいて準用する同法第九條ノ四の規定により左記の通り
かんがい排水費、修繕費及び改良費の負担の件を認可し
四、認可をした減免條件を適用する農地の所在
昭和二十六年二月二十七日各市町村農地委員会の地域
内に在る農地の賃借地全部

◆鳥取縣告示第九十五号

農地調整法（昭和十三年法律第六十七号）第九條ノ七に
おいて準用する同法第九條ノ四の規定により左記の通り
かんがい排水費、修繕費及び改良費の負担の件を認可し
規定期間の額を超える場合には、小作料は、その部分だけ
減額される。また災害その他特別の事由がある場合
において、貸主および借主の協議がととのつたとき、
または協議がととのわなくても農地委員会が借主の小
作料の減額請求を相当と認めたときには、減額する。

減すべき額について貸主および借主の協議がととのわ
ない場合は、農地委員会が、農業災害補償法の適用に
よつて借主が受けるべき利益の程度を考え、貸主の利
益を公平に調整して定めた額による。

四、認可をした減免條件を適用する農地の所在

昭和二十六年二月二十七日各市町村農地委員会の地域
内に在る農地の賃借地全部

00301

書に掲げる條項に該当するものでない旨の確認を求むべき期日を次のように指定する。

昭和二十六年三月二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治 記

昭和二十六年三月三日から

年三月七日まで

昭和二十六年三月二日印刷
昭和二十六年三月二日發行

鳥 取 縣 公 報

(昭和四年四月十五日) 行
第三種郵便物認可 (第) 發

島 取 縣 島 取 市 東 町
島 取 縣 島 取 市 東 町
島 取 縣 島 取 市 東 町

縣

印

刷

所

鳥

取

縣

印

刷

所